

**(仮称) 寒川町障がい者基幹相談支援センター 運営法人  
公募型プロポーザル 実施要領**

寒川町では、障がいのある方（身体・知的・精神、いずれも児童を含む）やご家族、その他関係者等からの相談に応じて、必要な情報提供やサービスの利用援助、関係機関との調整を行う「寒川町相談支援事業」を委託により実施しています。

このたびは、「寒川町障がい者福祉計画」に基づき、令和2年10月から寒川町内で1か所、障がい者基幹相談支援センターを運営する法人を募集します。

**1. 委託事業の内容**

事業概要は次のとおりとなります。

件名	目的	委託上限(予定)額
寒川町障がい者基幹相談支援センター運営業務	本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定する基幹相談支援センター等の運営業務を社会福祉法人等に委託し、障がい者等に係る相談支援体制の充実を図る。	R2年度 7,500,000円 (6か月分) R3年度以降 15,000,000円 (12ヶ月分)

※事業内容は、(仮称)寒川町障がい者基幹相談支援センターの運営とし、詳細については、本業務に係る仕様書を参照してください。

※委託上限(予定)額の他に事業所設置に係る補助金等はありません。

**2. 事業の委託期間(予定)**

令和2年度(令和2年10月1日から令和3年3月31日まで)としますが、相談支援事業の性格上、事業運営に支障がないと認められる場合に限り、今回選定する法人により令和3年度以降も継続して事業委託する予定です。

### 3. 委託の要件等

事業委託にあたっての要件等を全て満たす法人等とします。

要件	内容
運営法人	障がい福祉等に関し、専門的な事業実績がある社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等であること。
配置職員	職員2名（2名以上可）を配置すること。 ※専門職員として、主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等のいずれかの資格を有する職員を2名（2名以上可）配置すること。 ※職員のうち1名は常勤及び専らその職務に従事する者とするが、その他の職員の兼任や非常勤の取り扱いについては、事業を実施するにあたって又は関係法令等に支障がない範囲で可能とするが、可能な限り専任・常勤であることが望ましい。
サービス等利用計画作成業務	（仮称）寒川町障がい者基幹相談支援センターの運営のほかに、障害者総合支援法第51条の20及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第24条の28で規定する、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の町指定を受け、サービス等利用計画の作成業務を行うこと。
事業所設置場所	寒川町内に事業所を設置すること。 ※利用者が利用し易い場所に事業所を設置することが望ましい。
事業所開設日	令和2年10月1日から開設できること。
その他業務	障がい者基幹相談支援センター運営委託とは別に、障害支援区分認定調査業務（別委託契約となり委託料も別に支払われます）を受託すること。
関係法令等の遵守	その他、事業を委託するにあたって、当該実施要領に定めるもののほか、障害者総合支援法をはじめとする関係法令や、寒川町の例規で定める規定を遵守できること。

#### 4. スケジュール等

一連のスケジュールは次のとおりです。なお、このスケジュールは都合により変更することがあります。

	内 容	時 期
①	質問受付期間	令和2年7月8日(水)17時00分まで
②	参加申し込み受付期間	令和2年7月15日(水)17時00分まで
③	参加承認通知	令和2年7月17日(金)17時00分まで
④	企画提案書等受付期間	令和2年8月7日(金)17時00分まで
⑤	プレゼンテーション	令和2年8月17日(月)予定
⑥	審査結果通知	プレゼンテーションから1週間以内を目途に通知予定

##### 【① 質問の受付と回答】

受付期間：令和2年7月6日(月)から8日(水)17時00分まで(必着)

提出方法：質問票(様式1)に要旨を簡潔にまとめ、町担当部署宛に電子メールで提出すること。

◎送付先アドレス：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

◎件名：「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。

回答方法：回答は令和2年7月10日(金)17時00分までに、町ホームページに掲載する。

##### 【② 参加申し込み及び参加の辞退】

受付期日：令和2年7月15日(水)17時00分まで(必着)

提出方法：プロポーザル参加申込書(様式2)に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。

◎送付先アドレス：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

◎件名：「プロポーザル参加申込(事業者名)」とすること。

参加承認：ア)本プロポーザルの参加承認の可否は令和2年7月17日(金)17時00分までに電子メールで通知する。

イ)寒川町の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、参加申込を提出したにもかかわらず、7月17日(金)16時00分までに連絡がない場合は、同日17時00分までに担当部署あて電話確認をすること。

参加辞退：参加者等は、プロポーザル辞退届(様式6)の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

### 【③ 企画提案書等の作成・提出】

提出部数：6部（正本1部・副本5部）

提出期日：令和2年8月7日（金）17時00分まで（必着）

提出場所：寒川町役場本庁舎1階 福祉部福祉課障がい福祉担当

提出方法：直接持参（提出日時厳守）

※事前に町担当へ一報を入れたうえで来庁すること。

提出資料：(1) プロポーザル届出書（様式3）

(2) 誓約書（様式4）

(3) 法人に係るもの

ア) 法人定款・規約・全部事項証明書（最新のもの）

イ) 収支決算書・貸借対照表（直近3年間分）

ウ) 財産目録

エ) 法人概要がわかる資料（任意様式、パンフレット可）

オ) 法人税、消費税及び地方消費税、市町村税の各納税証明書

カ) 配置予定職員に関する資料（様式5-1～4）

(4) 事業に係るもの

ア) 寒川町障がい者基幹相談支援センターに係る見積書

（任意様式、ただし仕様書の事業内容を踏まえて作成すること。）

イ) 事業所の位置図（予定で可）

ウ) その他、相談支援に係る規定や様式類（予定で可）

留意事項：企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。また、提出期限以降の書類の追加・修正・差し替え及び再提出は認めない。

### 【④ 企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）】

実施日時：令和2年8月17日（月）を予定。（別途通知）

実施場所：寒川町役場庁舎内での実施を予定。（別途通知）

出席者：企画提案書等を作成した方など3名以内とする。

実施方法：企画提案書等により30分以内で説明等を行う。

（説明：20分以内、質疑：10分以内）

## 【⑤ 選定方法】

委託候補者の選定は、提出書類及びプレゼンテーションの内容等をもとに、下表に示す評価項目による総合点数方式とし、合計点数が高い順に第一優先交渉権者とする。

大項目	中項目	審査の視点
運営法人 【60点】	1 障がい者相談支援事業の受託実績及び関係業務の運営実績	障がい者相談支援事業や基幹相談支援センター運営（他市）に関する受託実績があるか
		過去3年以上特定相談支援事業所や、障がい児相談支援事業所の運営実績があるか
		過去1年以上地域生活支援拠点（他市）の運営実績があるか
		事業を受託することへの熱意や意欲
	2 運営の安定性	直近3年間における法人財務状況などを踏まえ、継続的な事業を行えるか
	3 センター運営の理念	応募の動機は適切か、また地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として機能を果たしていくための運営の視点があるか
		様々な障がいの種別や各種のニーズに対応していくための運営の視点があるか
寒川町の地域課題を把握し、課題解決へ向けた取り組み意欲があるか		
運営における公平・中立性の確保のための視点があるか		
職員の配置計画 【40点】	1 配置の実現性	配置予定者のめどが立っているか
	2 管理者の経験	管理者（予定者）の障がい者相談支援事業所、特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所、地域生活支援拠点での通算経験年数

	3 人材配置と資質 の向上	様々な障がいの種別や各種ニーズに専門的に 対応するために適した人材配置となっている か
		職員の職場定着に向けた取り組みと、欠員が生 じた場合の職員確保策には実効性があるか
		職員の資質向上をはかるために、効率的な取り 組みがされているか
業務管理 【30点】	苦情対応に関するマニュアルの整備状況及び職員への苦情対応 についての研修の実施予定	
	休日・時間外に町民からの電話が直接基幹相談支援センターの専 門職員へつながる体制にあるか	
	開所時間外への対応は効率的かつ具体的な支援を検討している か	
	開所予定事業所の計画地や運営時間の状況	
業務の方針 【40点】	きめ細やかな支援を適切に行うための工夫があるか	
	関係機関とのネットワークづくり・連携強化などについて、効果 的かつ具体的な支援を検討しているか	
	地域自立支援協議会を主体的かつ適切に行う姿勢があるか	
	適切に事業評価等を行い、その後の取組に反映させる体制である か	
	地域生活支援拠点機能を担うセンターとしての緊急対応や相談 に対する、効果的かつ具体的な支援を検討しているか	
	自己決定と主体性の尊重した視点があるか、町の虐待防止支援セ ンターとの連携した取り組み内容となっているか	

(1) 優先交渉権者選定にあたり、評価点が最も高い者が複数ある場合は、選考委員会の各位委の合意による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣をつけ決定する。

なお、有効な提案者が1事業者のみのときは、評価点の6割以上であり、寒川町が適正な提案と判断する場合は、第一交渉権者とする。

(2) 審査結果の通知・公表

選定結果については速やかに通知する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

(3) 評価の対象外となるもの

ア) 見積価格が委託上限額を上回る場合。

## 【⑥ 失格事項】

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書などの提出書類が、期限を過ぎ提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 寒川町暴力団排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号。以下「条例」という。）及び神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく排除対象として、次のいずれかに該当する場合。
  - ア) 暴力団員等（条例 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）と認められたとき。
  - イ) 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
  - ウ) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき）。
- (6) 企画提案書で必須項目を 1 つでも満たしていない場合。

## 5. 契約の締結

選定された交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものです。地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続の完了までは、町との契約関係が生じるものではありません。

また、委託事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではありません。

交渉権者と町は、企画提案の内容を基にして、委託事業の仕様など具体的な条件の協議等（委託契約額などの企画競争に考慮される条件については、原則、企画提案内容からの変更は認められません。）を行い、この協議等が調った場合に随意契約の手続を行うこととなります。

## 6. 町担当・問い合わせ先

担 当：寒川町 福祉部 福祉課 障がい福祉担当 千野  
住 所：〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地  
電 話：0467-74-1111（代表）内線 143  
F A X：0467-74-5613  
メー ル：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp  
H・P：<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>